# 「Safe Work Action」実施・運営要領 〜みんなで実現 安全・安心・快適職場〜

武雄労働基準監督署令和7年8月1日制定

#### 1 趣旨

令和7年度は、令和5年度を初年度とする労働災害を減少させるための5 か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」の中間年であるが、 死傷災害及び死亡労働災害のいずれも減少が見られない状況である。

また、厚生労働省が行った令和5年「労働安全衛生調査(実態調査)」において、ストレスを感じる労働者は82.7%に及び、その原因は「仕事の量」、「対人関係」が多く、長時間労働の解消やハラスメント防止等によるメンタルヘルスの推進も重要な課題である。

このような状況を改善するために、「Safe Work」(「Smart Work」、「Active Work」、「Fun Work」、「Equal Work」)をキャッチフレーズとする独自のロゴマークの制定、その普及を図ることにより、事業者による自発的な安全衛生対策及び良質な労働条件の確保に取り組むことを支援するとともに、取組の見える化を図ることを目的とする制度「Safe Work Action」を創設・実施する。

本制度を推進することにより、労働者が安全で健康に働くことによる充実 した職業生活の実現及び事業者の生産性の向上並びに人材の確保に資する ことを目指す。

## 2 実施者

武雄労働基準監督署、佐賀労働局 (事務局 武雄労働基準監督署 監督・安衛課)

# 3 実施対象者各事業場の事業者及び労働者

#### 4 実施期間

令和7年10月1日から令和10年3月31日まで (本制度の進捗状況によって延長する場合があること。)

#### 5 実施対象者の実施事項

(1) 以上の趣旨に賛同する事業者は、佐賀労働局公式ホームページから入手した別紙「Safe Work Action 取組宣言書」(以下「宣言書」という。)を、安全衛生委員会又は労働者の過半数代表者等(労働基準法第36条第1項で定める協定の過半数代表者に準ずる。)と審議の上作成し、これを事業場内の見やすい場所に掲示する等により周知すること。

宣言書には、代表者のメッセージのほか、①労働者の安全確保に関する取組、②労働者の健康確保に関する取組、③労働条件向上(ハラスメント対策を含む。)に関する取組の3つの取組事項及び同事項ごとの取組期間を明記すること。

取組期間の終期は原則として令和 10 年 3 月 31 日を超えないものとすること。

取組事項は、事業場の現状を踏まえて、できる限り具体的な数値目標等を 掲げ、その達成に取り組むこと。

(2) 事業者は、作成した宣言書を、事務局に原則としてメールにて提出すること。

事業者は、事務局から「Safe Work Action 取組宣言事業場」(以下「宣言事業場」という。)として登録された後に提供されるロゴマークのデータを、労働災害防止活動、職場環境の改善等に活用すること。

なお、ロゴマークは、別に定める『「Safe Work TAKEO」ロゴマーク使用規程』に従って使用すること。

- (3) 宣言事業場の情報を佐賀労働局公式ホームページに掲載することは必須であるので、宣言書の所定の欄にチェックを入れること。
- (4) 本制度の実施期間中に宣言書の更新手続きは不要であるが、宣言書に記載した各取組の終期が令和10年3月31日よりも前の場合は、宣言書を更新して事務局に提出することが望ましいこと。

#### 6 実施者の実施事項

- (1) 本制度が浸透し、宣言事業場が増加するためには、事業者及び労働者だけでなく、地域の認知度を高める必要があることから、実施者は、あらゆる機会を捉えて周知に取り組むとともに、関係団体、自治体等への働きかけを行い、それぞれの団体等のホームページ・広報誌への掲載等による周知に努めること。
- (2) 事務局は、事業場が提出した宣言書の内容が本制度の趣旨に沿ったものであることを確認し、問題なければ宣言事業場として登録すること。

登録完了後、佐賀労働局公式ホームページに、①登録番号、②事業場名、 ③所在地、④宣言書を掲載すること。 また、宣言事業場が登録したメールアドレス宛てに登録番号を通知する とともに、ロゴマークのデータを併せて提供すること。

(3) 宣言事業場から佐賀労働局公式ホームページへの掲載中止の申出があった場合、労働基準法及び関係法令の違反について指導を受けたにもかかわらず是正しない等本制度の趣旨に明らかに反する状態が継続した場合は、宣言事業場の登録から抹消し、同ホームページの掲載も削除すること。

### 7 宣言書の提出単位

宣言書の提出は事業場(行政機関を含む。)ごとに行うことを原則とするが、ロゴマークは事業者(企業)単位で使用することは差し支えないこと。

- 8 宣言書の送付先アドレス safe-work-takeo@mhlw.go.jp
- 9 宣言書の受付開始日 令和7年10月1日